

農地中間管理事業の推進に関する  
基本方針



令和2年3月

鹿児島県



# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## 趣 旨

この基本方針は「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「法」という）第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めており、事業開始5年後の法改正を踏まえて見直すものである。

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現 状 (平成30年度)	政策目標	
		(令和2年度)	(令和5年度)
耕地面積 …… (①)	1 1 7, 1 0 0 ha	1 1 6, 0 0 0 ha	1 1 6, 0 0 0 ha
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積 … (②) ※1	4 9, 6 0 0 ha	5 8, 0 0 0 ha	1 0 4, 4 0 0 ha
②／①	4 2. 4 %	5 0 % ※2	9 0 % (国の要請目標)

※1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は、個別経営体、組織経営体及び特定農業団体等の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託の合計面積。

※2 本県の目標は、当面令和2年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の50%とする。

### 2 1以外の農地中間管理事業の推進等により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現 状 (平成30年度)	政策目標 (令和5年度)
荒廃農地（遊休農地）面積※  農用地区域内	2, 6 3 4 h a	0 h a

※ 荒廃農地の解消については、農地中間管理事業のほか、国・県・市町村等の補助事業の活用、農家の自助努力等により関係機関・団体が連携し取り組むこととする。

### 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 担い手への農地の集積・集約と荒廃農地の発生防止・解消を進めるため、農地中間管理機構が十分に機能を発揮できるよう県、地域、市町村段階の推進体制を整備する。
- (2) 市町村における人・農地プランの実質化の取組により担い手への農地の集積・集約に取り組む区域などにおいて重点的に農地中間管理事業を実施する。
- (3) 農地整備事業の実施地区においては、一体的に農地中間管理事業の推進を行うなど連携を図る。
- (4) 農地中間管理機構は、農地の貸付先の決定にあたっては、借受希望者のニーズを踏まえて、公平・適切に調整するとともに、地域農業との調和及びその健全な発展に資するものとなるよう配慮する。  
特に、既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分に留意する。
- (5) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地を更に集積・集約するため、農地を貸し付けた地域及び個人を支援する「機構集積協力金」など各種補助事業や制度等の周知・徹底を図る。
- (6) 市町村・農業委員会等と農地中間管理機構が連携し、改正農業経営基盤強化法に基づく所有者不明農地の活用促進を図る。

### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理事業の実施にあたっては、農地中間管理機構が作成する「農地中間管理事業規程」等に基づくものとする。
- (2) 農地中間管理機構は、原則として全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務を委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。  
また、委託された業務を適切に行えると認められる場合は、市町村公社や地域協議会、農業協同組合等に委託できるものとする。

### 5 農地中間管理事業に関する啓発普及

実質化された人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、関係機関・団体と連携し、周知・徹底を図る。

### 6 地方公共団体、農地中間管理機構、日本政策金融公庫等の連携及び協力

県、農地中間管理機構、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会、市町村、農業委員会、日本政策金融公庫等は連携・協力し、農地中間管理事業の円滑な実施を図る。

### 7 その他

情勢の推移等により必要が生じたときは、基本方針を見直すものとする。